

# 被災された事業主のみなさまへ

【参考1】

～労働保険料・一般拠出金の申告・納付についてのお知らせ～

## 1. 労働保険料・一般拠出金の申告・納期限の指定についてのお知らせ

以下の対象地域に所在する事業場の事業主のみなさまについては、労働保険料・一般拠出金の申告・納付について、期限を延長していましたが、その申告・納期限については、以下のとおり決定されました。

### 【対象地域】

北海道 勇払郡厚真町、勇払郡安平町、勇払郡むかわ町

### 【延長後の申告・納期限】

平成31年1月31日（木）

### 【対象となる労働保険料など】

平成30年9月6日から平成31年1月30日までに申告・納期限が到来する労働保険料・一般拠出金

※ 申告の手続は、上記申告期限までに行っていただきますよう、お願いいたします。

## 2. 納付の猶予 ※申告手続と合わせて、申請が必要です

平成30年北海道胆振東部地震により被害を受け、次の要件を満たす事業の事業主の方々については、労働保険料・一般拠出金の納付を、**最大で1年間猶予**いたします。

※保険料を免除するものではありませんので御留意ください。

【対象地域】すべての地域で申請可能

【要件】事業財産に相当の損失（おおむね20%以上）を受けたこと



このリーフレットに関するご質問等がございましたら、[最寄りの都道府県労働局]又は[最寄りの労働基準監督署]にお尋ねください。